

AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 和佐見 勝 殿

誓約書

当社は、携帯電話を使用するにあたり、下記の事項を厳守し了承することをここに誓約致します。

記

- 一、貸与する携帯電話の使用方法については、AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下、「本会」とする）の発起人である丸和運輸機関ならびに丸和運輸機関の関連子会社に関連する業務についての通話のみに限定するものとする。
- 一、携帯電話を丸和運輸機関から貸与されている事実、ならびに貸与されている携帯電話の料金プラン等を含む条件等の一切の情報を、第三者に開示、漏洩しないものとする。
- 一、別紙、携帯電話契約申込書の使用者氏名一覧の被貸与者以外に本携帯電話を使用することを禁ずる。また、被貸与者は、第三者に本携帯電話を貸与、使用させることを禁止する。
- 一、本会の脱退、または除名により本会の会員資格を喪失した場合、貸与する携帯電話の使用についても同時に権利を喪失し、速やかに使用する全ての携帯電話を返却し、料金の精算を行うものとする。
- 一、本会員規約、または上記の違反により、丸和運輸機関が損害を被った場合は、相手方（以下「被請求者」という）に対して損害を請求することができる。損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見することができたものについては、その範囲に含まれるものとする。

以 上

平成 年 月 日

(貴社名)

(代表者名)

印